

金融庁が「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの結果等について」を公表

『会計情報』編集部

金融庁は、平成26年10月23日付けで、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、「本内閣府令」という。）を公布するとともに、平成26年8月22日に公表された本内閣府令の草案に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方を公表した。

〈主な改正内容〉

本内閣府令は、本年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014 ―未来への挑戦―」における「女性の更なる活躍促進」についての提言を踏まえ、有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付けるよう、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行ったものである。

改正後の規定は、平成27年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当該事業年度に係る有価証券報告書から適用することとされている。

なお、詳細については以下の金融庁のウェブページを参照いただきたい。

- 本内閣府令等及びコメントの概要等：
(<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20141023-1.html>)
- 主な改正の内容：
(<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140822-4.html>)

以上

トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- トーマツのIFRSサービス
トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針
- IFRSとは
IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国のIFRSロードマップ案/
IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向
- 解説記事
IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター
- セミナー
IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー
- 出版物
市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS推進 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohatsu.co.jp